

お客様各位

S M B C 日興証券株式会社

約款・規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。  
 さて、平成 23 年 10 月 1 日付で弊社約款・規定の内容を一部改定いたします。  
 改定内容につきましては、下記の新旧対照表をご覧ください。  
 なお、以前の弊社約款・規定の改定内容は、弊社ホームページでご確認いただけます。  
 改定後の約款・規定集をご希望の方は、取扱店までご請求ください。

< 約款・規定集（個人のお客様用） >

（変更箇所は下線で示しております）

新	旧
ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款	
<p><u>1. 約款の趣旨</u>                      この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、S                      MBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間                      のニッコウ・マネー・マーケット・ファンド受益証券（以下「マ                      ネー・マーケット・ファンド」といいます。）の自動継続投資                      に関する取り決めです。                      当社は、この約款に従ってマネー・マーケット・ファンドの自                      動継続投資契約（以下「自動投資契約」といいます。）を申込                      者と締結いたします。</p> <p><u>2. 申込方法</u>                      (1) 申込者は、当社所定の申込方法により契約を申し込むもの                      となります。ただし、次の場合には、申込者からのお申し出                      により自動投資契約の申込みが行われたものとし、申込書の提                      出は不要となります。                      ①すでに他の累積投資コース（財形貯蓄、ミリオン、株式累積                      投資コースを除く）の自動投資契約が締結されているときに、                      マネー・マーケット・ファンドの第1回目の買付けの申込みが                      行われた場合。                      ②すでに総合取引契約を締結しており、有価証券、その他当社                      において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、                      売却代金または解約代金等のうち、当社において外貨で支払わ                      れるものをマネー・マーケット・ファンドに入金する取引の申                      込みが行われた場合。                      (2) 自動投資契約が締結されたとき、当社はただちに申込者の                      マネー・マーケット・ファンド自動継続投資口座を設定いたし                      ます。                      (3) 外国証券の取引に関する契約を締結されていない申込者                      は、契約の締結が必要となります。</p> <p><u>3. 金銭の払込み</u>                      (1) 申込者は、マネー・マーケット・ファンドの買付けにあて                      るため、目論見書記載の所定の申込単位の金銭（外貨またはそ                      の円貨相当額）を目論見書記載の申込受付日から起算して2営                      業日以内の日で当社が定める日までにその口座に払込むことと                      します。                      (2) 前項の規定にかかわらず、申込者が、有価証券、その他当                      社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還                      金、売却代金または解約代金等のうち、当社において外貨で支                      払われるものでの取得については、目論見書記載の所定の申込                      単位の金額以上の金銭といたします。ただし、一旦、出金した                      場合はこの取扱いの対象といたしません。</p> <p><u>4. 買付時期・価額</u>                      (1) 当社は、申込者から買付け（転換を含みます。）の申込み                      （申込金額とその払込通貨を明示）があった日（締切時間：午                      後4時）の翌営業日に払込金を受け入れ、遅滞なくマネー・マ                      ーケット・ファンドの買付けを行います。                      (2) 前項の買付価額は、買付のお申込みがあった日の翌営業日                      の前日の1口当たり純資産価格といたします。                      (3) 買付けられたマネー・マーケット・ファンドの所有権なら                      びにその元本、または果実に対する請求権は、買付日から申込                      者に帰属するものといたします。</p>	<p>（個別に交付している「ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド自                      動けいぞく投資約款」の約款・規程集への掲載追加に伴う新設）</p>

新	旧
<p>5. 保管 この自動投資契約によって買付けたマネー・マーケット・ファンドは、他の申込者のマネー・マーケット・ファンドと当社において混蔵して保管いたします。なお、当社の保管に代えて他の金融機関に再委託することがあります。</p> <p>6. 果実の再投資 5の保管にかかるマネー・マーケット・ファンドの各ファンドの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に買付けた場合については、当該買付日）から当月の最終営業日の前日までの分を毎月の当該最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもってマネー・マーケット・ファンドの各ファンドを当該最終営業日の前日の1口当たり純資産価格で遅滞なく買付けます。</p> <p>7. 転換 1つのファンドから他のファンドに転換を希望する申込者は、2つのファンドの共通営業日（ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一日である日に限る。）に、当社に対して転換を請求することができます。当該請求には、転換される口数または円金額を指定するものといたします。転換により発行される口数は、転換請求の翌営業日の前日に適用されるそれぞれのファンドの純資産価額に基づいて決定されます。なお、転換手数料は課されません。</p> <p>8. 返還 (1) 申込者は、当社を通じて申込者の所有するマネー・マーケット・ファンドおよび果実の返還を請求することができます。この場合、当該請求にかかるマネー・マーケット・ファンドについては、返還の請求があった日（締切時間：午後4時）の翌営業日の前日の1口当たり純資産価格により、これを換金し、翌営業日以降にその金銭を、外貨またはその円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還にかえるものといたします。果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、外貨またはその円貨相当額の金銭を支払うものといたします。 (2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行い、その代金を申込者に返還いたします。 (3) なお、返還請求のとき、当該返還にかかわる金額により転換のお申込みをいただいた場合は、当該返還金はお客様にお支払いすることなく、円貨にてご指定のファンドへの払込金に充当いたします。</p> <p>9. 解約 (1) この自動投資約款は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。 ① 申込者から解約の申し出があったとき。 ② 当社が、マネー・マーケット・ファンドの累積投資業務を営むことができなくなったとき。 ③ マネー・マーケット・ファンドが償還されたとき。 (2) 当社は、引き続き3カ月をこえて払込金のない自動投資契約については、これを解約させていただくことがあります。 (3) この自動投資契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく保管中のマネー・マーケット・ファンドおよび果実を8に準じて、申込者に返還いたします。</p> <p>10. 申込事項等の変更 (1) 改名、転居ならびに届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただけます。 (2) 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。</p> <p>11. その他 (1) USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。 ユーロ・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、フランクフルト、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。 オーストラリア・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、シドニー、ニューヨークおよびルクセンブルグの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。</p>	<p>(個別に交付している「ニコウ・マネー・マーケット・ファンド自動引けぞく投資約款」の約款・規程集への掲載追加に伴う新設)</p>

新	旧
<p><u>カナダ・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、トロント、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味しません。</u></p> <p><u>ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、ウェリントン、オークランド、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。</u></p> <p><u>(2) 当社は、この自動投資契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</u></p> <p><u>(3) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。</u></p> <p><u>①届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還した場合。</u></p> <p><u>②印影が届出印と相違するために、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還しなかった場合。</u></p> <p><u>③天災地変その他不可抗力により、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドの買付けもしくは、マネー・マーケット・ファンドまたは果実の返還が遅延した場合。</u></p> <p><u>(4) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p> <p style="text-align: center;"><u>平成23年10月1日改定</u></p>	<p>(個別に交付している「ニコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款」の約款・規程集への掲載追加に伴う新設)</p>

新	旧
<p><b>証券取引約款</b></p> <p><b>第2章 申込方法等</b></p>	
<p>第10条（投資信託受益権等の累積投資取引）</p> <p>(1) お客様が、当社所定の方法により、買付を希望される各累投口ごとに契約を申込み、当社が承諾した場合に、当該累投口が開設されます。ただし、すでに他の累投口（財形貯蓄、ミリオン、株式累積投資を除く）の契約が締結されているときは、希望される累投口の1回目の買付けのお申込みをもって、当該累投口の契約申込みがあったものとします。</p> <p>(2) 外貨建MMF累投口を申し込まれる場合は、あらかじめ外国証券取引口座の設定が必要となります。</p> <p style="text-align: right;">平成23年10月1日改定</p>	<p>第10条（投資信託受益権等の累積投資取引）</p> <p>(1) お客様が、当社所定の方法により、買付を希望される各累投口ごとに契約を申込み、当社が承諾した場合に、当該累投口が開設されます。</p> <p>(2) 外貨建MMF累投口を申し込まれる場合は、あらかじめ外国証券取引口座の設定が必要となります。</p> <p style="text-align: right;">平成23年4月1日改定</p>
<p><b>ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款</b></p>	
<p><b>1. 約款の趣旨</b></p> <p>この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、S MBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間のニッコウ・マネー・マーケット・ファンド受益証券（以下「マネー・マーケット・ファンド」といいます。）の自動継続投資に関する取り決めです。</p> <p>当社は、この約款に従ってマネー・マーケット・ファンドの自動継続投資契約（以下「自動投資契約」といいます。）を申込者と締結いたします。</p> <p><b>2. 申込方法</b></p> <p>(1) 申込者は、当社所定の申込方法により契約を申し込むものといたします。ただし、次の場合には、申込者からのお申し出により自動投資契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要といたします。</p> <p>①すでに他の累積投資コース（財形貯蓄、ミリオン、株式累積投資コースを除く）の自動投資契約が締結されているときで、マネー・マーケット・ファンドの第1回目の買付けの申込みが行われた場合。</p> <p>②すでに総合取引契約を締結しており、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち、当社において外貨で支払われるものをマネー・マーケット・ファンドに入金する取引の申込みが行われた場合。</p> <p>(2) 自動投資契約が締結されたとき、当社はただちに申込者のマネー・マーケット・ファンド自動継続投資口座を設定いたします。</p> <p>(3) 外国証券の取引に関する契約を締結されていない申込者は、契約の締結が必要となります。</p> <p><b>3. 金銭の払込み</b></p> <p>(1) 申込者は、マネー・マーケット・ファンドの買付けにあてため、目論見書記載の所定の申込単位の金銭（外貨またはその円貨相当額）を目論見書記載の申込受付日から起算して2営業日以内の日で当社が定める日までにその口座に払込むこととします。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、申込者が、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち、当社において外貨で支払われるものでの取得については、目論見書記載の所定の申込単位の金額以上の金銭といたします。ただし、一旦、出金した場合はこの取扱いの対象といたしません。</p> <p><b>4. 買付時期・価額</b></p> <p>(1) 当社は、申込者から買付け（転換を含みます。）の申込み（申込金額とその払込通貨を明示）があった日（締切時間：午後4時）の翌営業日に払込金を受け入れ、遅滞なくマネー・マーケット・ファンドの買付けを行います。</p> <p>(2) 前項の買付価額は、買付のお申込みがあった日の翌営業日の前日の1口当たり純資産価格といたします。</p> <p>(3) 買付けられたマネー・マーケット・ファンドの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、買付日から申込者に帰属するものといたします。</p> <p><b>5. 保管</b></p> <p>この自動投資契約によって買付けたマネー・マーケット・ファンドは、他の申込者のマネー・マーケット・ファンドと当社において混蔵して保管いたします。なお、当社の保管に代えて他の金融機関に再委託することがあります。</p>	<p>(個別に交付している「ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款」の約款・規程集への掲載追加に伴う新設)</p>

新	旧
<p>6. 果実の再投資</p> <p><u>5の保管にかかるとマネー・マーケット・ファンドの各ファンドの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に買付けた場合については、当該買付日）から当月の最終営業日の前日までの分を毎月の当該最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後当該申込者の口座に繰り入れ、その全額をもってマネー・マーケット・ファンドの各ファンドを当該最終営業日の前日の1口当たり純資産価格で遅滞なく買付けます。</u></p> <p>7. 転換</p> <p><u>1つのファンドから他のファンドに転換を希望する申込者は、2つのファンドの共通営業日（ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一日である日に限る。）に、当社に対して転換を請求することができます。当該請求には、転換される口数または円金額を指定するものといたします。転換により発行される口数は、転換請求の翌営業日の前日に適用されるそれぞれのファンドの純資産価額に基づいて決定されます。なお、転換手数料は課されません。</u></p> <p>8. 返還</p> <p><u>(1) 申込者は、当社を通じて申込者の所有するマネー・マーケット・ファンドおよび果実の返還を請求することができます。この場合、当該請求にかかるマネー・マーケット・ファンドについては、返還の請求があった日（締切時間：午後4時）の翌営業日の前日の1口当たり純資産価格により、これを換金し、翌営業日以降にその金銭を、外貨またはその円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還にかえるものといたします。果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、外貨またはその円貨相当額の金銭を支払うものといたします。</u></p> <p><u>(2) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行い、その代金を申込者に返還いたします。</u></p> <p><u>(3) なお、返還請求のとき、当該返還にかかわる金額により転換のお申込みをいただいた場合は、当該返還金はお客様にお支払いすることなく、円貨にてご指定のファンドへの払込金に充当いたします。</u></p> <p>9. 解約</p> <p><u>(1) この自動投資約款は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。</u></p> <p><u>① 申込者から解約の申し出があったとき。</u></p> <p><u>② 当社が、マネー・マーケット・ファンドの累積投資業務を営むことができなくなったとき。</u></p> <p><u>③ マネー・マーケット・ファンドが償還されたとき。</u></p> <p><u>(2) 当社は、引き続き3カ月をこえて払込金のない自動投資契約については、これを解約させていただくことがあります。</u></p> <p><u>(3) この自動投資契約が解約されたとき、当社は、遅滞なく保管中のマネー・マーケット・ファンドおよび果実を8に準じて、申込者に返還いたします。</u></p> <p>10. 申込事項等の変更</p> <p><u>(1) 改名、転居ならびに届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。</u></p> <p><u>(2) 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。</u></p> <p>11. その他</p> <p><u>(1) USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。</u></p> <p><u>ユーロ・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、フランクフルト、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。</u></p> <p><u>オーストラリア・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、シドニー、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。</u></p> <p><u>カナダ・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、トロント、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。</u></p> <p><u>ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、ロンドン、ウェリントン、オークランド、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日ならびに日本の金融商品取引業者および銀行の営業日を意味します。</u></p>	<p>(個別に交付している「ニコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款」の約款・規程集への掲載追加に伴う新設)</p>

新	旧
<p>(2) <u>当社は、この自動投資契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</u></p> <p>(3) <u>当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。</u></p> <p>① <u>届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還した場合。</u></p> <p>② <u>印影が届出印と相違するために、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還しなかった場合。</u></p> <p>③ <u>天災地変その他不可抗力により、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドの買付けもしくは、マネー・マーケット・ファンドまたは果実の返還が遅延した場合。</u></p> <p>(4) <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 平成23年10月1日改定</p>	<p>(個別に交付している「ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款」の約款・規程集への掲載追加に伴う新設)</p>

以 上